

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会長
(一社) 岡山県歯科医師会長 } 殿

岡山県保健医療部長

「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について

平素は、本県の保健医療行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、巡回診療及び医療機関外の場所で行う健康診断（以下「巡回診療等」という。）の医療法上の取り扱いについては、従来「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和 37 年 6 月 20 日医発第 554 号厚生省医務局長通）及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 29 日健政発第 927 号厚生省健康政策局長通知。）に基づき、その手続きを簡素化して実施されてきたところです。

今般、令和 8 年 3 月 2 7 日付け医政発 0327 第 6 号により、厚生労働省医政局長から「「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について」（以下「改正通知」という。）の通知がありました。当該改正通知では、巡回診療等の医療法上の手続きに関し、事務負担の軽減及び運用の実態に合わせた見直しが行われ、医療機関が巡回診療等の実績記録体制確保を申し出た場合、巡回診療計画書の場所は「地区」単位で記載可能とする取扱いが示されました。

つきましては、本日より、本県においても巡回診療等の医療法上の取扱いについては、当該改正通知に基づき運用することとしますので、貴会におかれましては、本通知内容を御了知いただくとともに、貴会所属の会員への周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、本通知につきましては、下記のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>